

四国地方整備局 入札監視委員会第一部会第2回定例会議 審議概要

| 開催日 及び場所 | 令和7年12月15日(月) 高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室 | | | | | |
|---------------------|--|--------------------|--------------|----------|------------|--|
| 委員 (部会委員 5名) | 部会長 梶谷 義雄 (香川大学教授) 委員 潮 秀隆 (弁護士) 委員 土屋 哲 (高知工科大学教授) 委員 西中 美和 (香川大学大学院教授) 委員 森川 さち子 (公認会計士) | | | | | |
| 敬称略 委員は50音順 | | | | | | |
| 審議 対象期間 | 令和7年4月1日 ~ 令和7年9月30日契約分 | | | | | |
| 審議案件 | 総件数 8件(工事 4件、建設コンサルタント業務等 3件、役務及び物品 1件) | | | | | |
| 入札方式 | 件 名 | 契約の相手方 | 契約金額 (千円) | 入札 者数 | 落札率 (%) | |
| 一般競争 (政府調達協定適用外) | 令和7~9年度 徳島地方合同庁舎機械設備改修工事 | ダイダン(株) | 504,900 | 1 | 94.78 | |
| 一般競争 (政府調達協定適用外) | 令和7年度 肱川都谷川排水機場敷地造成工事 | (株)西田興産 | 286,880 | 4 | 92.36 | |
| 一般競争 (政府調達協定適用外) | 令和7年度 中筋川ダム外維持工事 | (業)テスク | 56,320 | 1 | 98.94 | |
| 随意契約 | 令和7年度 越知道路ケヤキ谷橋補強拡幅(その2)工事 | 川田工業(株) | 440,000 | 1 | 100.00 | |
| 建設コンサルタント業務等 | 一般競争 令和7年度 高知河川工務・管理技術資料作成等業務 | 日本振興・door 設計共同体 | 132,000 | 2 | 81.02 | |
| | 簡易公募型 競争 令和7~8年度 肱川上流流量観測外業務 | (株)富士建設コ ンサルタント | 73,700 | 1 | 98.13 | |
| | 簡易公募型 プロポーザル 令和7年度 四国管内橋梁診断業務 | (一財)橋梁調査 会 | 212,080 | 1 | 99.97 | |
| 役務 及び物品 | 一般競争 令和7年度 応急組立橋製造 | 川田工業(株) 四国営業所 | 350,900 | 7 | 80.05 | |
| 報告事項 | ① 指名停止等の運用状況 ② 談合情報等への対応状況 ③ 再度入札における一位不動状況 ④ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 ⑤ 一者応札の発生状況、入札者及び技術(企画)提案書提出者が1者の発生状況 ⑥ 不調・不落の発生状況 ⑦ 高落札率の発生状況(工事) ⑧ 四国地整及び事務所ごとの平均落札率 | | | | | |
| 臨時報告 | 建設コンサルタント業務等に係る業務成績評定点のシステム登録ミスに関する報告 | | | | | |
| | 別紙のとおり | | | | | |
| 委員からの意見質問、それに対する回答等 | 別紙のとおり | | | | | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | 特になし | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 抽出案件の審議概要

(1) 一般競争入札（政府調達協定適用外工事）

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| 令和7—9年度 徳島地方合同庁舎機械設備改修工事 | |
| ●入札参加業者の辞退について | |
| 2者入札参加のうち1者が辞退された理由や経緯は何か。 | 別途工事を受注し、予定していた配置技術者を置くことが出来なくなつたためと聞いている。 |
| ●工事費内訳書について | |
| 入札価格状況一覧表で、内訳の中で現場管理費が46.2%と低い金額となっているが、これは総額等に鑑みて有効ということか。 | 低入札の場合は現場管理費の調査を行うこととなるが、入札価格の総額が調査基準価格を超えるため、問題なく有効である。 |
| ●改修の目安について | |
| 対象となる建物は49年経過しているということだが、立て替えのタイミングや大規模な修繕の目安はあるか。 | 基本の目安では建物は30年経過以降で更新というものがあるが、一概に年数経過で取り壊し等を実施するものではなく、建物や設備、強度等を調査・検討したうえで実施している。 |
| 今回の機械設備改修をしてすぐに建物本体を立て替えて無駄になることはなく、機械設備を使い切るまで建物が保つという判断で良いか。 | そのとおり。 |
| 意見・質問 | 回 答 |
| 令和7年度 胴川都谷川排水機場敷地造成工事 | |
| 特になし | |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| 令和7年度 中筋川ダム外維持工事 | |
| ●維持工事の1者応札・高落札率の対策について | |
| 35者中1者しか応募してくれなかったということだが、この案件に限らず維持工事については、1者応札が多く、落札率も高い傾向となっている。現時点での現場レベル・本局レベルでどういった対策をとられているのか。 | <p>維持工事は(24時間365日いつでも対応できるように)時間的に技術者が縛られるということに加え、建設業界自体の担い手不足もあり、不人気な工事となっているのが現状。</p> <p>担い手確保のためには建設業界の人気を高めることが重要であり、建設業協会と一体となって業界のイメージアップを図る取り組みを行っている。例えば、工事現場を一般の方に取材していただき、SNS等で発信していただくというような取り組みを行っている。</p> <p>また、維持工事は(受注者にとって大変な工事ということもあり、)受注した業者にインセンティブを与えることが重要と考えており、他の工事に参加するにあたって、企業の評価点及び技術者の評価点を加点するなどし、維持工事に参加してもらえるような取り組みも実施している。</p> <p>さらに、維持工事に限らず、競争率が下がっている工事に対しては、経験が無くても参加できるように、例えば直轄(国)の工事実績が無い企業に対して、自治体の発注する工事の実績があれば一定程度競争参加を認める自治体実績評価型や新規参入が困難な企業への受注機会の拡大を目的として工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事実績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行うチャレンジ型も試行している。</p> <p>少ない参加者で競争するのではなく、複数の企業に参加いただいて透明性の高い競争となるよう努めている。</p> |
| ●維持工事の施工実績(企業)を評価する試行について | |
| 維持工事受注業者への評価(インセンティブ)の話は初めて聞いたが、いつから試行しているのか。 | 令和2年度から試行を開始している。 |
| 維持工事については、継続すればするほど(その企業に対して)インセンティブが与えられると思うのだが、維持工事の受注実績の無い企業の競争参加を阻害することにならないか。 | 維持工事に参加する場合にはインセンティブは働くはず、他の工事に参加する場合に維持工事の実績が加点されるというもので、この取り組みにより維持工事の受注実績の無い企業も維持工事に参加してみようかという気持ちが働くのではないかと考えている。 |
| 試行は数年間に亘って実績を重ねているが、実際にインセンティブを得た企業が参加または落札したとか、この取り組みに対する評価(結果)も出ているのではないか。 | <p>維持工事については、極めて厳しい状況にあり、1者応札が継続している状況にある。</p> <p>インセンティブになるであろうと考えて試行しているこの取組が企業の参加意欲を高めているかというと、まだまだ継続して状況を監視しなければならない状況であると考える。</p> <p>誰も応札してくれない状況ではないが、複数者応札していただくためには他のインセンティブ等も検討する必要があると考える。</p> |

(2) 隨意契約

| 意見・質問 | 回答 |
|--|--|
| 令和7年度 越知道路ケヤキ谷橋補強拡幅(その2)工事 | |
| ●施工計画について | |
| 当初発注工事と随意契約として発注した工事を分けた理由は何か。 | 当初は1本の工事であったが、工期の関係で打ち切りとなり工事を分けることとなった。 |
| 「工期の関係」を具体的に説明してください。 | 当初2カ年(R4-5)の国債工事で、発注当初には想定していない施工計画の見直しがあったため、更に翌年度に繰り越してできる限り工期を確保していたが、令和6年度で打ち切りとなった。具体的には、当初計画していた工事では、今回の「令和7年度 越知道路ケヤキ谷橋補強拡幅(その2)工事」の内容も含めて発注していたが、当初想定していた架設工法より安全に施工できるように元請け業者とも協議して施工計画を見直すこととなり、その検討や調整等に時間を要したため工期内に終わらず、(制度上更なる繰り越しは出来ず)令和6年度に当初工事を打ち切り、残存工事については、当初受注業者が継続施工する方がより安価となるため随意契約を行ったもの。 |
| 当初予定していた期間内に完成していないということだと思うが、出来た部分まで支払いをしているということか。 | そのとおり。 |
| ●工事金額について | |
| 当初(前)工事の工事金額について、施工計画の見直しにより当初計画よりどの程度増額したのか。 | 前工事について当初契約額が6億7千6百万円程度(676,830千円)で、その後の施工計画の見直し等で最終的に支払った金額が9億8千4百万円程度(984,577千円)となり、更に「令和7年度 越知道路ケヤキ谷橋補強拡幅(その2)工事」を4億4千万円で随意契約し、現在施工中。 |
| ●工事工程について | |
| 当該工事について、今年度の工期は(3月まで)残り3ヶ月程度となっているが、予定通りに施工されているのか。 | 予定通り、順調に工事施工されている。 |

(3) 一般競争入札（建設コンサルタント業務等）

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| 令和7年度 高知河川工務・管理技術資料作成等業務 | |
| ●応札結果について | |
| 発注者支援業務は四国全体で100件程度あり、当該案件のみ2者応札となっているが、競争が働いた要因と落札率が低かった要因について説明してください。 | 当該業務は毎年度発注している業務であるが、令和5年度まで工務課と河川管理課の2つの業務に分けて発注していたものを発注規模を大きくするため、令和6年度からあわせて一つの業務にしたもの。 推測の域を超えないが、元々2つの業務であったため、2者応札のポテンシャルはあったということと、2つの業務が1つになったということを応札業者もわかっているため、競争が働き、落札率が低くなったのではないかと考える。 |

(4) 簡易公募型競争入札（建設コンサルタント業務等）

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| 令和7一8年度 胴川上流流量観測外業務 | |
| ●発注内容について | |
| 今回の発注内容は、流量観測と設計を合わせて1件の業務として発注した理由及びねらいについて説明してください。 | 流量観測を安全に実施するための進入路を確保するため、その部分の護岸設計をあわせて発注している。全体の設計金額としては、詳細設計部分は全体の4%の金額となっている。(一体性、合理性を重視して1件としている。) |

(5) 簡易公募型プロポーザル（建設コンサルタント業務等）

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------------------------|-----|
| 令和7年度 四国管内橋梁診断業務 | |
| 特になし | |

(6) 一般競争入札（役務及び物品）

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|--|
| 令和7年度 応急組立橋製造 | |
| ●製造数量について | |
| 現在2橋について、熊本や徳島で使用されているということであったが、その2橋を補填するための今回の発注であったのか、それとも使用されているかどうかに関わらず計画的に備えるための発注なのか。 | 計画的に備えるためであり、その中で今回2橋製造している。 貸し出している2橋については、役目が終われば返却される。 |
| 最終的には全体で何橋保有する予定か。 | 現在のところ11橋程度保有する予定。 |
| ●応札業者数について | |
| 今回7者応札しているが、競争参加しやすかった要因を説明してください。 | 推測だが、全国的に鋼橋工事の発注が少ないという傾向にあり、応札業者が多かったのではないかと考えられる。 |
| ●調査基準価格について | |
| 他の工事では予定価格の8割程度が調査基準価格となっていると思うが、当該業務の調査基準価格が6割程度となっている理由は物品・役務だからか。 | 予算決算及び会計令85条の基準の運用方針において、製造その他の請負契約であれば10分の6と決められており、それに基づいて調査基準価格を設定している。 元々は低入札の基準というのはすべて6割であったが、工事の場合には品質の確保が求められてきており、調査基準価格の率が8割程度に上がってきており、物品製造については、変わらず6割の基準のままとなっている。 |

2. 報告事項

①. 指名停止等の運用状況

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし | |

②. 談合情報等への対応状況

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし | |

③. 再度入札における一位不動状況（「価格が最低である入札参加者が、当初入札時と同一となる案件」の発生状況）

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし | |

④. 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし | |

⑤. 一者応札の発生状況、入札者及び技術（企画）提案書提出者が1者の発生状況

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし | |

⑥. 不調・不落の発生状況

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし | |

⑦. 高落札率の発生状況（工事）

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------|-----|
| 特になし | |

⑧. 四国地整及び事務所ごとの平均落札率

| 意見・質問 | 回 答 |
|-------------------------------------|--|
| 肱川緊急治水対策河川事務所が廃止となった理由について説明してください。 | 平成30年度の愛媛県の南予地区の豪雨災害による肱川治水対策を推進するため、令和2年度より時限的に事務所を設置し、令和5年度末で廃止となったもの。 |

3. 臨時報告事項

建設コンサルタント業務等に係る業務成績評定点のシステム登録ミスに関する報告

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| ●登録ミスについて | |
| 登録ミスが発覚したきっかけは何か。 | 他の整備局から登録ミスの情報があり、確認を行った結果、当整備局においても登録ミスが判明したもの。 |
| 特定の事務所だけエラーが多いとか、偏りはなかったか。 | 単なる入力ミスと確認不足であり、事務所に偏りも無く、業者の偏りも無かった。 |
| マッチングした際にエラーが出れば気が付くと思うが、なぜ登録ミスに気が付かなかったのか。 | マッチング出来ていなかった案件は、JVで複数業者が設計共同体として受注していた業務で起きた。 幹事会社はきちんと登録されていたが、構成会社の登録が漏れていたという事態が発生したもの。 システム上、構成会社の評定点が登録されなくても、幹事会社の登録ができていればエラーとならないため、登録漏れに気が付かなかった。 |

| | | |
|---|--|---|
| <p>●再発防止策について</p> <p>ダブルチェックをしていれば、間違いがなかったということになるが、人為的作業による登録ミスについて、再発防止策にある全国統一システムが改良されたら、手入力も無くなるということか。</p> | | <p>確認不足であったため、まずは評定点の登録者の限定と確実な確認体制を構築すること、また、人為的なミス防止として、全国統一システムの改良を進める。</p> <p>全国統一システムは、四国地方整備局のみで運用しているものではないため、本省主導での改良となり、JACICへの連携・調整にも時間を要する。</p> <p>今回システム改良るのは、テクリスへの転記の部分であり、極力、人の介入を無くすという目的で改良を行うが、評定点の入力は、人の手で絶対入力を行わなければならぬので、確認体制によりしっかりと確認していく。</p> |
| <p>●評定点の通知について</p> <p>評定点は業務に入札参加したすべての業者に通知されるのか。</p> | | <p>参加業者に対してではなく、受注業者に対して業務が終了し、検査後に業務成績(評定点)を通知することとなっている。</p> |
| <p>業者は自社の評定点は把握しているということか。</p> | | <p>通知をしているので自社の評定点は把握しているが、問題は、発注者においてテクリスというシステムを利用して業者を選定する際に評定点平均を算出しているが、そのテクリスに登録されている評定点を業者側では把握できないことである。</p> |
| <p>今回、1業務で評価値が1位と2位で入れ替わる状況があったとのことだが、登録された評定点が正しいかどうか業者側が判断できないということであれば、今回の再発防止としてどこかでそれを解消・確認できるような仕組みとなるのか。</p> | | <p>全国統一システムに登録する際に、登録値の確認不足によりミスが発生していたが、今後は、事務所長が任命した者(確定権者)が確定評定点をシステム登録前に確実に確認・確定すること、また、システムに登録した評価点で、業者の通知及びテクリスの登録を行うことによって人為的ミスは防げると考えており、当面はその方法で実施したいと考えている。</p> |
| <p>テクリスに登録する際にも齟齬が発生する可能性があるため、テクリスに登録されたデータについても業者側が確認できる仕組みにできないのか。</p> | | <p>現状では受注者がテクリスに登録されたデータを確認することができないため、今後、受注者も確認できるようJACICに改良を要望していくことを考えている。</p> |

4.まとめ

| |
|---|
| <p>今回の抽出案件では一部内容がわかりにくい案件もあったが、審議過程でクリアになったと思う。工事は予期せぬリスク対応もあると思うので、引き続きわかりやすい丁寧な説明をお願いする。</p> <p>心配なのは議論が長くなった維持管理工事で、今回色々と施策について説明いただいたが、まだ有効なものになっていないという印象であった。引き続き内部で議論を進めていただき、有効な対策が考えられたら入札監視委員会の場で共有いただきたい。</p> <p>入力ミスの案件は、状況的に見ると、事務所によって偏りは無いとか入力者も特定の者ではなく様々な人が入力しているなど、エラーの出やすい環境であり、そこに恣意的なものは無かったと判断した。</p> <p>対策案について、いくつか出していただいているが、着実に進めていただいて業者の不利益にならないようお願いしたい。</p> <p>システムが改良されるまでは、まだ現行のシステムを利用して人為的に努力しながらミスが出ないように運用されると思うが、我々も入試の際にはダブル・トリプルでデータをチェックしているので、その部分については人件費をかけてでもしっかりと対応いただくようお願いする。</p> |
|---|